(別記様式第1号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	千葉市

千葉市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 (代表) 所 在 地 電 話 番 号

F A X 番 号 メールアドレス 経済農政局農政部

農政センター農業経営支援課

千葉市若葉区野呂町714-3

043-228-6275

043-228-3317

keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画 主体には(代表)と記入する。
 - 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌ
	キ、キョン、ノウサギ、カラス
計画期間	令和6年度~令和8年度
対象地域	千葉市

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 - 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村 名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	野菜、いも類、豆類、稲	3,312 千円、1.35ha	
ニホンジカ	<u> </u>	_	
ハクビシン	野菜、いも類、豆類、果樹	3,639 千円、0.85ha	
アライグマ	野菜、いも類、豆類、果樹	2,382 千円、0.55ha	
タヌキ	野菜、いも類、豆類	1,230 千円、0.36ha	
キョン	_	_	
ノウサギ	野菜	269 千円、0.06ha	
カラス	野菜、豆類	873 千円、0.26ha	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、 水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

〇イノシシ

緑区南東部、若葉区南東部における被害の増加に加え、若葉区北部での出没情報、被害情報や中央区での出没情報が寄せられている。落花生、イモ類の被害が多く、農作物被害額は令和2年度1,659千円、令和3年度1,392千円、令和4年度3,312千円と増加傾向である。近年は市街地周辺に進出し、生活被害も発生している。

〇ニホンジカ

緑区で目撃情報が寄せられており、今後、隣接市からの生息域の拡大に伴い被害が増加する恐れがある。

〇ハクビシン

農作物被害額は高止まり傾向にあり(令和元年度3,142千円、令和2年度3,463千円、令和3年度1,653千円、令和4年度3,639千円)主な被害作物は、落花生(豆類)やトウモロコシ・スイカ(野菜)などで、年間を通して被害が及び、被害区域は市全体に及ぶ。生活被害も発生している。

〇アライグマ

農作物被害額は平成30年度250千円であったが、令和元年度1,453千円、令和2年度4,389千円と増加し、その後も令和3年度2,434千円、令和4年度2,382千円と、被害が続いている。被害区域は市全体に及ぶ。主な農作物被害は落花生(豆類)やトウモロコシ・スイカ(野菜)、ナシ(果樹)などである。生活被害も発生している。

○タヌキ

令和4年度では主に落花生(豆類)、トウモロコシ(野菜)での農作物被害が報告されている。被害区域は市全体に及ぶ。

〇キョン

令和5年度に市内緑区で初めての捕獲があり、若葉区でも目撃情報がある ことから、今後、被害が発生する恐れがある。

〇ノウサギ

農作物被害額は令和2年度112千円、令和3年度138千円、令和4年度に269千円。主な被害作物は枝豆・ブロッコリー(野菜)で、今後被害拡大の恐れがある。

〇カラス

令和4年度では主に落花生(豆類)トウモロコシ、ニンジン、ブロッコリー、スイカ(野菜)など、多品目の農作物被害が報告されている。被害区域は市全体に及ぶ。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、 被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 - 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
イノシシ	3,312 千円、1.35ha	2,318 千円、0.94ha
ニホンジカ	0 千円、0ha	0 千円、0ha
ハクビシン	3,639 千円、0.85ha	2,547 千円、0.59ha
アライグマ	2,382 千円、0.55ha	1,667 千円、0.38ha
タヌキ	1,230 千円、0.36ha	861 千円、0.25ha
キョン	0 千円、0ha	0 千円、0ha
ノウサギ	269 千円、0.06ha	188 千円、0.04ha
カラス	873 千円、0.26ha	611 千円、0.18ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する
 - 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

る取組

従来講じてきた被害防止対策

捕獲等 〇イノシシの捕獲

に関す・農作物被害(農政部所管) 箱わな及びくくりわなを使用 がある。

し、千葉市猟友会による捕獲を 実施した。

捕獲機材の整備状況

大型箱わな(累計)

令和2年度 38基

令和3年度 40基

令和4年度 40基

くくりわな (累計)

令和2年度 18か所

令和3年度 22か所

令和4年度 28か所

•生活被害 (環境保全部所管) 千葉市猟友会による捕獲活動 を実施するほか、市街地等への 出没の恐れがある場合には、関 係機関に注意喚起を実施した。

○ハクビシン、アライグマ、タ ヌキの捕獲

- · 農作物被害(農政部所管) た。
- 生活被害(環境保全部所管) 市民からの通報に対して、千 葉市が箱わなを貸し出し、捕獲 を実施した。

〇カラスの捕獲

大型の箱わなを平成30年度 より2基(花見川区武石町1丁 目、緑区下大和田町)導入し、 捕獲を実施した。

課題

イノシシの生息域が拡大してい るため、捕獲活動を強化する必要

若葉区北部及び緑区南部で近隣 市からの流入、繁殖が確認されてい るため、増やさないための対策強化 が必要である。また、近隣市との情 報共有を図り、指定管理鳥獣捕獲等 事業などによる市境付近でのわなの 設置強化が必要。

地域ぐるみで対策を講じる必要が あるため、住民の意識向上を図ると ともに、効率的な捕獲活動を推進す

ハクビシン、アライグマ、タヌ キを箱わなにより捕獲している が、農作物及び生活被害の報告は 千葉みらい農業協同組合に箱 拡大している。集落周辺への定着 わなを貸し出し、捕獲を実施しを防ぎ、農作物の被害低減を図る たほか、捕獲活動費及び個体処大め、地域ぐるみで集中的に捕獲 分費に対して補助金を交付し

するなどの対策を講じる必要があ る。

護柵の	イノシシによる農作物対策と	地域ぐるみで対策を講じる必要
設置等	して、電気柵を設置した。	があるため、住民の防除意識の向
に関す	電気柵の整備実績(累計距離)	上を支援するとともに、効率的な
る取組	令和2年度 22,759m	設置を推進する。
	令和3年度 27,489m	侵入防止柵の適切な点検・維持
	令和4年度 29,849m	管理を継続する。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 - 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の 導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 - 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・ 管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等につい て記入する。

(5) 今後の取組方針

0イノシシ

電気柵による農作物の防護と併せて、箱わな及びくくりわなによる捕獲を行い、被害拡大を最小限にとどめる。箱わな及びくくりわなに IoT 罠通知システムを導入し、効率的な捕獲を実施する。

また、市街地への進出が見られるため、市民への対応方法の周知や関係機関との連絡体制の強化を行う。

〇ニホンジカ

生息状況の情報収集に努めるとともに、農作物被害が確認された場合は捕獲を実施する。

〇キョン

生息状況の情報収集に努めるとともに、農作物被害が確認された場合は捕獲を実施する。

〇ハクビシン、タヌキ

捕獲による個体数の管理とともに、電気柵の設置に取り組む。

〇アライグマ

千葉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲体制を整備する。捕獲による 個体数の管理とともに、電気柵の設置に取り組む。

〇ノウサギ

被害状況の調査及び加害鳥獣の特定を行った上で、電気柵の設置に取り組み、捕獲が必要となった場合、適切に実施する。

Oカラス

耕作地に飛来するカラスの侵入防止により、被害拡大を最小限にとどめるとともに、箱わなによる捕獲を含めた効果的な対策を行う。

〇生息環境管理

鳥獣の隠れ場所となる藪の刈り払いや、出荷・収穫しない農作物、野菜くずを田畑に放置しないように普及啓発するなどを行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標 を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

千葉市農政部局・環境保全部局、千葉みらい農業協同組合、千葉市猟友会及 び地域住民が連携し、対象鳥獣の捕獲を実施していく。(イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、カラス)

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者 団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲 に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 - 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持 させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

	田技に因りる以上	<u>va</u>
年度	対象鳥獣	取組内容
令和	イノシシ	・関係機関と協議のうえ、捕獲体制の拡充を図る。
6年~8年	ニホンジカ	・捕獲頭数を増加させるため、わなの設置個所の
	ハクビシン	増設を行う。
	アライグマ	・捕獲の担い手を育成確保するため、狩猟免許の
	タヌキ	取得を推進する。
	キョン	・ニホンジカ及びキョンが発見された場合、箱わ
	ノウサギ	なによる捕獲を実施し、被害が多発した場合はく
	カラス	くりわなによる捕獲も検討する。
		・中型獣用の箱わな基数を増加させるとともに集
		中捕獲を行い、中型獣の個体数削減を目指す

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入 する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲実績を参考に千葉みらい農業協同組合、千葉市環境保全部環境保 全課と協議検討のうえ、捕獲計画頭数を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設 定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
刈	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	農政部所管 180 頭	農政部所管 210 頭	農政部所管 240 頭
1/22	環境保全部所管 35 頭	環境保全部所管 40 頭	環境保全部所管 45 頭
ニホンジカ	農政部所管 3頭	農政部所管 3頭	農政部所管 3頭

	環境保全部所管	3 頭	環境保全部所管	3 頭	環境保全部所管	3 頭
ハクビシン	農政部所管	25 頭	農政部所管	30 頭	農政部所管	35 頭
ハクレシン	環境保全部所管	60 頭	環境保全部所管	70 頭	環境保全部所管	80 頭
アライグマ	農政部所管	200 頭	農政部所管	250 頭	農政部所管	300 頭
7 74 7 4	環境保全部所管	180 頭	環境保全部所管	190 頭	環境保全部所管	200 頭
タヌキ	農政部所管	60 頭	農政部所管	70 頭	農政部所管	80 頭
キョン	農政部所管	5 頭	農政部所管	5 頭	農政部所管	5 頭
キョン	環境保全部所管	1頭	環境保全部所管	1頭	環境保全部所管	1頭
ノウサギ	_		_	-	_	-
カラス	農政部所管	350 羽	農政部所管	350 羽	農政部所管	350 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

被害調査により判明した被害区域を中心に、捕獲機材により捕獲する。

- 農作物被害(農政部所管)
- Oイノシシ

千葉市猟友会と地域住民の連携による捕獲活動を継続的に実施していく。

〇ニホンジカ

被害発生時には千葉市猟友会による捕獲を行う。

○ハクビシン、アライグマ、タヌキ

千葉みらい農業協同組合及び地域住民等により、被害区域周辺において、 箱わなによる捕獲を行う。

Oキョン

被害発生時には千葉市猟友会による捕獲を行う。

Oカラス

千葉市農政部局、千葉みらい農業協同組合及び地域住民等が連携し、大型 箱わなによる捕獲を継続的に実施していく。

- 生活被害 (環境保全部所管)
- 〇イノシシ

委託による捕獲を継続的に実施していく。

〇ニホンジカ

被害発生時には委託による捕獲を行う。

〇ハクビシン・アライグマ

申請のあった被害宅等において、箱わなによる捕獲を行う。

〇キョン

被害発生時には委託による捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について 記入する。
 - 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合に は、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の 実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 - 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する 場合は、該当する全ての市町村名を記入する。
- 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
刈	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	電気柵	電気柵	電気柵
	3,000m	3,000m	3,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 - 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和	イノシシ	地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研
6 ~ 8	ニホンジカ	修や講習会を開催するとともに、広報等により被害防
年度	ハクビシン	止対策方法の周知を図る。
	アライグマ	鳥獣の隠れ場所となる藪の刈り払いや、出荷・収穫
	タヌキ	しない農作物、野菜くずの除去を、地域の講習会等で
	キョン	説明し、推進する。
	ノウサギ	
	カラス	

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い 活動、放任果樹の除去等について記入する。
- 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる おそれがある場合の対処に関する事項
 - (1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
千葉市	パトロール、各機関、市民への情報提供及び注意
	喚起
千葉市鳥獸被害防止対策協	パトロール、各機関、市民への情報提供及び注意
議会	喚起
千葉県警(千葉中央・東・西	パトロール、各機関、市民への情報提供及び注意
・南・北警察署)	喚起
千葉みらい農業協同組合	農家への情報提供及び注意喚起
千葉市猟友会	パトロール、対象鳥獣の捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、 猟友会等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は 生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合 は添付する。
- (2) 緊急時の連絡体制

別紙

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により 記入する。
- 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
- •農業被害(農政部所管)
- 〇イノシシ、ニホンジカ、キョン 止め差しによる殺処分後、埋設処分、捕獲業者による処分
- 〇ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ノウサギ 炭酸ガスによる殺処分後、一般廃棄物処分 電気槍による殺処分後、埋設処分
- 〇カラス 岩砂ガスに トス 次加 公後 一劇
 - 炭酸ガスによる殺処分後、一般廃棄物処分
- •生活被害 (環境保全部所管)
- 〇イノシシ、ニホンジカ、キョン 止め差しによる殺処分後、埋設処分
- 〇ハクビシン、アライグマ

炭酸ガスまたは電気槍による殺処分後、一般廃棄物処理

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした た鳥獣の処理方法について記入する。
- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項 食品としての安定的な供給ができない状況であるため、現行の処分方法を 継続する。

今後、有効利用に関しては他自治体の実施例を参考に検討する。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、 捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 - 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。
- 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項
- (1)協議会に関する事項

協議会の名称 コ	-葉市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
千葉市	千葉市経済農政局農政部農政センター農
	業経営支援課が事務局を担当し、協議会の連
	絡調整及び施策の立案等を行う。
	その他、千葉市の関係所管との調整など
千葉市農業委員会	被害状況等の情報提供、被害防止対策への
	積極的な協力、地域との連絡調整
千葉県千葉農業事務所	被害防止対策に関する情報提供及び事業
	実施の指導
千葉みらい農業協同組合	被害状況等の情報提供、被害防止対策への
	積極的な協力
千葉県農業共済組合	被害状況等の情報提供、被害防止対策への
	積極的な協力
千葉市森林組合	有害鳥獣関連の情報提供、被害防止対策へ
	の積極的な協力、生息環境管理
千葉市猟友会	有害鳥獣関連の情報提供、被害防止対策へ
	の積極的な協力、有害鳥獣捕獲
学識経験者	被害防止対策に関する情報提供及び、被害
	防止対策に関する助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	有害鳥獣捕獲許可、被害防止対策に関する情
	報提供及び事業実施の指導
千葉県環境生活部自然保護	有害鳥獣捕獲許可、被害防止対策に関する情
課	報提供及び事業実施の指導
千葉県農林水産部農地・農村	被害防止対策に関する情報提供及び事業実施
振興課	の指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入 する。
 - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊設置に向け、被害地域住民や捕獲従事者などの関係者と協議及び検討を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 - 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記 入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。
- (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

_

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。
- 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市・関係機関と情報交換を行いながら連携を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。